新型コロナウイルス感染症の発生に備える 研修会

* 主催

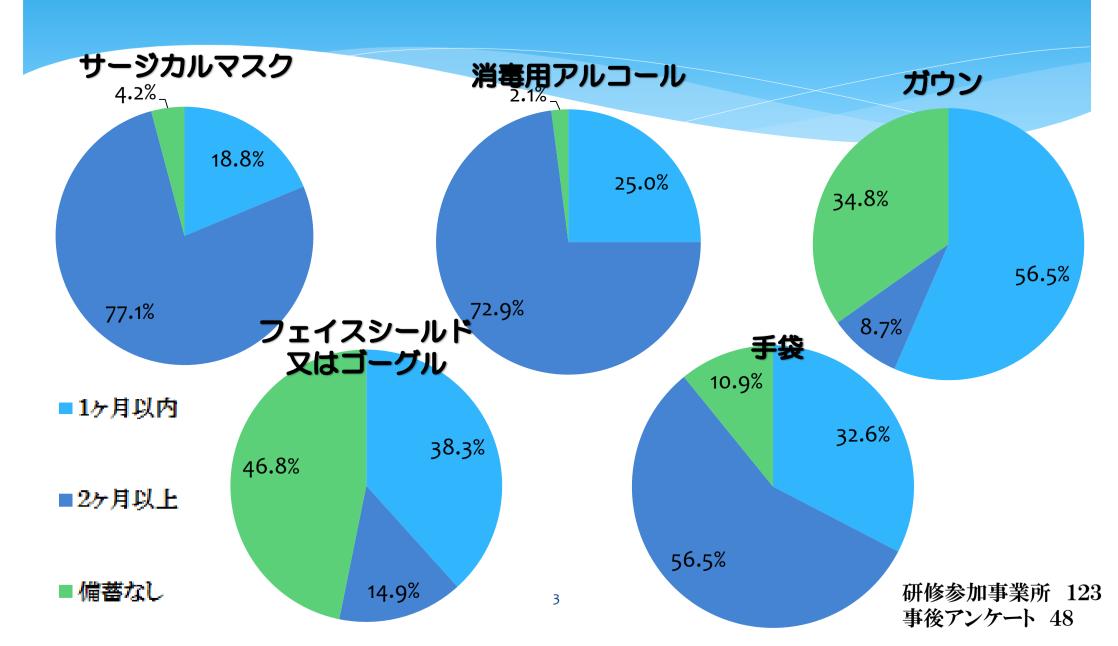
* 帯広市社会福祉施設連絡協議会

* 帯広市

1

*帯広市から

介護サービスの安定的な確保に向けた研修会事後アンケート (令和2年9月3日開催)



令和2年度2次補正予算額 4.132億円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)

- 介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠。 今後は、感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要。
- そこで、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための支援を導入。
- また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

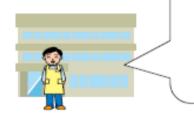
事業内容

- 1 感染症対策の徹底支援
- ○感染症対策を徹底した上での介護サービス提供を支援【事業者支援】 (感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用)
- ○今後に備えた都道府県における消毒液・一般用マスク等の備蓄や緊急時の応援 に係るコーディネート機能の確保等に必要な費用【都道府県支援】
- 2 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給
- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に 勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(20万円)を支給
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(5万円) を支給
- 3 サービス再開に向けた支援
- ケアマネジャーや介護サービス事業所によるサービス利用休止中の 利用者への利用再開支援(アセスメント、ニーズ調査、調整等)等
- 4. 都道府県の事務費

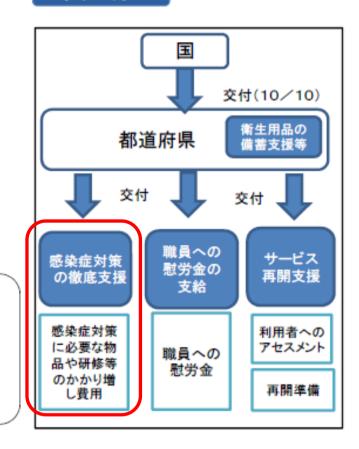
補助額等

実施主体:都道府県補助率:国 10/10





事業の流れ



新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害福祉サービス等分)

令和2年度第2次補正予算額:1.508億円

- 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等を支える上で必要不可欠であることから、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供する体制を構築するための支援を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所においてサービス継続のために業務に従事した職員等に対して 慰労金を支給する。

障害福祉サービス施設・事業所等

サービス再開支援

○ 相談支援事業所や基幹相談支援センター 等の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等が、サービスの利用を控えている方への利用再開支援のため、アセスメントやニーズ調査・調整を実施。

感染症対策の徹底支援

- 障害福祉サービス施設・事業所等における 感染症対策の徹底のため、
- 感染症対策のための各種物品の購入
- 外部専門家等による研修の実施
- ・感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟 に活用可能な多機能型簡易居室の設置 等、必要となるかかり増し費用を助成。

職員への慰労金支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対し慰労金(20万円)を支給。
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者 と接する職員に対し慰労金(5万円)を支 給。

交付

都道府県

- 都道府県における、今後に備えた消毒液・マスク等、必要な 物資の備蓄を支援。
- 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保
- 感染対策相談窓口の設置

交付(10/10)

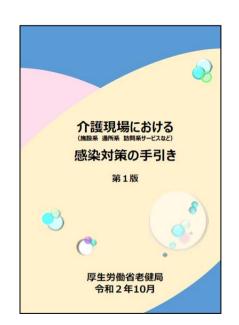
玉

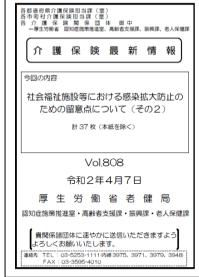
新型コロナウイルス感染症の発生に備える研修会 行政説明 まとめ

新型コロナウイルス感染症に備えるため、新型コロナウイルス感染症緊急 包括支援事業の感染症対策の支援(かかりまし経費)の活用 ——

→初動対応分として備蓄は最低限3日分は確保する

- * 感染症防止の詳細なものとして
- →介護保険最新情報 ∨○ 8 0 8 (社会福祉施設等 における感染拡大防止のための留意点について (その2)) 令和2年10月15日―部改訂
- →介護現場における(施設系 通所系 訪問系 サービスなど) 感染対策の手引き 第1版 厚生労働省老健局 令和2年10月





新型コロナウイルス感染症が発生した場合は 帯広市市民福祉部地域福祉室 地域福祉課(0155-65-4146) に連絡・報告願います。







事業運営等に係る相談は各担当まで

(介護)

市民福祉部地域福祉室地域福祉課(0155-65-4146) 市民福祉部福祉支援室介護高齢福祉課(0155-65-4151) (障害)

市民福祉部福祉支援室障害福祉課(0155-65-4147)